

最低賃金

ご存知ですか?



下回ったら法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の最低額です。給料が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

毎年、見直されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。その他、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。



詳しくは
ご連絡ください
携帯・PHS OK

あなたの街 **沖縄県** の
地域別最低賃金は

714 時給
円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%が加算

893 時給
円

2016年10月1日～

おかしいな?と思ったら「なんでも労働相談ダイヤル」へ



いこうよ れんごうに
0120-154-052



日本労働組合総連合会沖縄県連合会(連合沖縄)
<http://www.rengo-okinawa.jp/>

那覇市西3-8-14 ☎098-866-8905

・「なんでも労働相談ダイヤル」へお気軽にお電話下さい。

連合沖縄

検索

那覇・南部地協 那覇市西3-8-14 ☎098-866-8907

北部地協 名護市大中3-9-1 官公労共済会北部会館1階 ☎0980-54-2254

中部地協 北谷町北谷2-8-5 大城AP 2A ☎098-923-0386

宮古地協 宮古島市平良西里778-5 あすなろマンション1階 ☎09807-3-8671

八重山地協 石垣市登野城72 官公労共済会八重山会館内 ☎09808-8-0880

あなたの給料が最低賃金をクリアしているかチェック!



STEP
1

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

※精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

• ボーナス • 残業代 • 精皆勤手当
• 通勤手当 • 家族手当 • その他臨時の手当

STEP
2

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP
3

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



おかしいな?と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

Action!
早くあなたの問題は
早く仲間と解決しよう



日本労働組合総連合会(連合)

☎ 0120-154-052

連合

検索